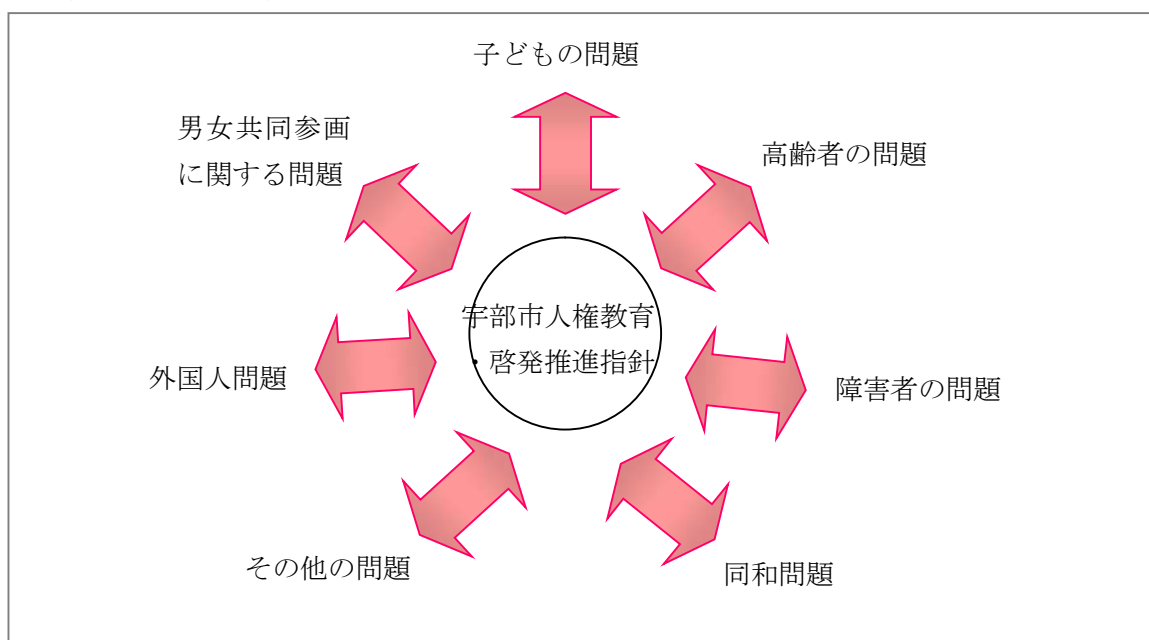


1 指針の趣旨と性格

- 1 本市が取り組む人権教育・啓発に関する施策の基本的な方向を示す
- 2 人権を取り巻く国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応する
- 3 市民との協働により取り組むことにより、市民の意見を反映させる

分野別人権教育・啓発の推進



2 指針策定の経緯

年月	内 容
平成14年(2002年)11月	宇部市人権施策推進審議会の設置
平成17年(2005年)2月	宇部市人権教育・啓発推進指針の策定
平成21年(2009年)7月	宇部市人権施策推進連絡会議の設置
平成25年(2013年)3月	宇部市人権教育・啓発推進指針の改定

3 現状の問題点

1 人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化

前回の指針改定後、8年以上経過し、少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展等、国内外の動向や社会情勢が刻々と変化し、現行指針の修正を迫られている。

2 新たな人権課題の発生

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う感染者やその家族、医療従事者への誹謗中傷や情報の収集・発信やコミュニケーションの利便性の進展に伴う有害サイトへのアクセス問題、インターネットを悪用した他人を誹謗中傷する書き込みが増加している。

3 SDGs の取組

SDGs の「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」という人権尊重の理念に沿った取組が求められている。

4 指針の改定に向けた考え方

方向性	内 容
現行の指針の理念を継承	現行指針で謳っている基本的な理念を継承していく
市民にわかりやすい内容	人権教育・啓発に関する施策を広く市民に知ってもらえるようわかりやすい内容にしていく
第五次宇部市総合計画との整合性	人権教育・啓発に関する施策を推進するため、総合計画のまちづくりの施策方針との整合を図っていく
市民の意見の反映	市民の意見を広く反映させていくため、パブリックコメント(市民意見募集)を実施していく